

《第 1 部》第 1 種施設

I 調査概要

1. 調査の概要

(1) 調査目的

健康増進法の改正（H30.7）に伴い、令和元年7月から行政機関の庁舎等の第1種施設は原則敷地内禁煙とされ、望まない受動喫煙の防止が義務付けられたことから、県内の施設における受動喫煙防止対策の実施状況や今後の予定を把握し、さらに対策を推進するための基礎資料とする。

(2) 調査対象施設

第1種施設（前回調査〔H28年度〕の対象施設のうち、第1種施設）

施設分類	対象施設
医療機関	病院
児童福祉施設	保育所、児童館、地域子育て支援センター等
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
官公庁	国の機関、県庁、県地域機関、その他上記いずれにも該当しない県有施設（※）、市町村役所・役場、市町村支所・出張所等

※次の施設は対象外

- 住宅用施設
- 人の滞在を前提としない施設（倉庫など）
- 屋外施設

(3) 調査方法

対象施設に対して調査票を郵送し、インターネット（専用のフォームより入力）、電子メール、FAXにより回収。

(4) 調査内容

- ア 施設で実施している受動喫煙防止対策
- イ 今後の対策の予定
- ウ 敷地内全面禁煙を実施できない理由及び課題
- エ 受動喫煙防止対策に関する意見

(5) 調査基準日

令和2年10月1日

2. 用語解説

【受動喫煙】

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持つたばこの先から立ち上がる煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

【敷地内全面禁煙】

屋内及び屋外を完全に禁煙としている状態。

屋外に敷地を持たない施設における屋内禁煙の場合も含む。

【敷地内禁煙】

屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置している状態。

【特定屋外喫煙場所】

敷地内の屋外で、施設の利用者が通常立ち入らない場所に区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示して設置する喫煙場所。

【敷地内禁煙でない】

特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内の屋外で喫煙させている、または、屋内に喫煙可能な場所がある状態。

II 調査結果

1. 受動喫煙防止対策の実施状況

【問1】貴施設が現在実施している受動喫煙防止対策はどれですか。

あてはまるもの1つを選択してください。

- 「敷地内全面禁煙」を実施している施設は、全体の95.0%
- 「敷地内全面禁煙」又は「敷地内禁煙」（特定屋外喫煙場所を設置）を実施している施設は、全体の99.8%

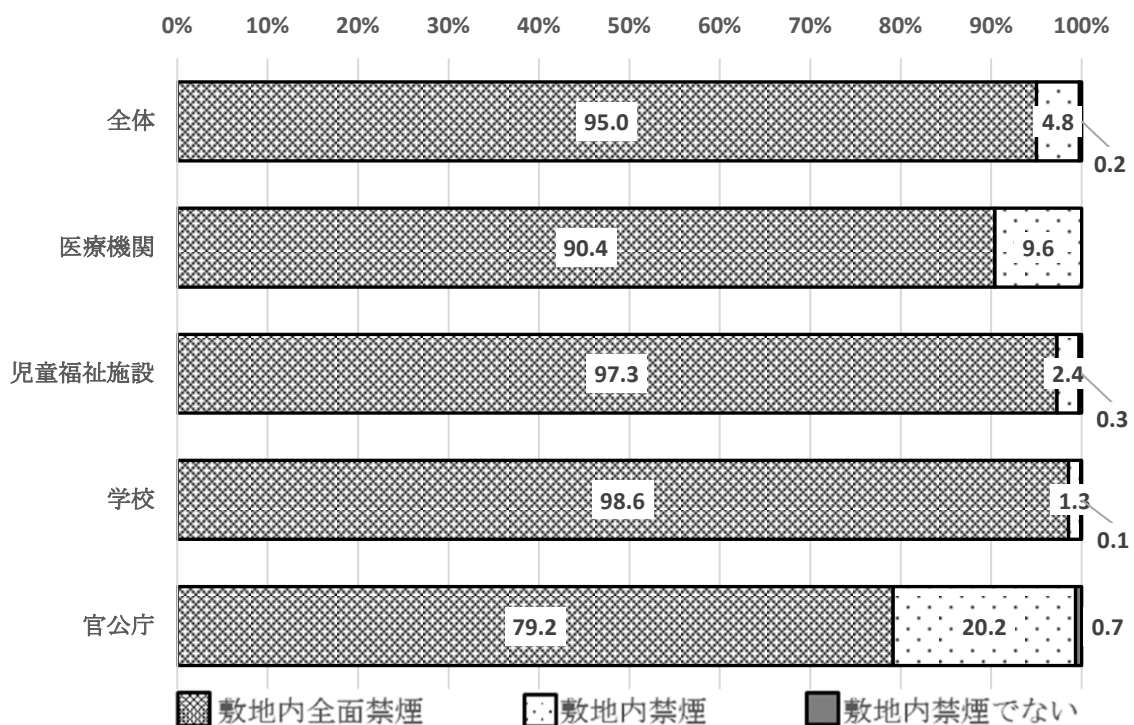
(1) 施設分類別

受動喫煙対策として「敷地内全面禁煙」を実施している割合は、「学校」で98.6%と最も高く、次いで「児童福祉施設」が97.3%となっている。

「官公庁」では、「敷地内全面禁煙」が79.2%と全体より15.8ポイント低く、「敷地内禁煙」が20.2%と全体より高い割合となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

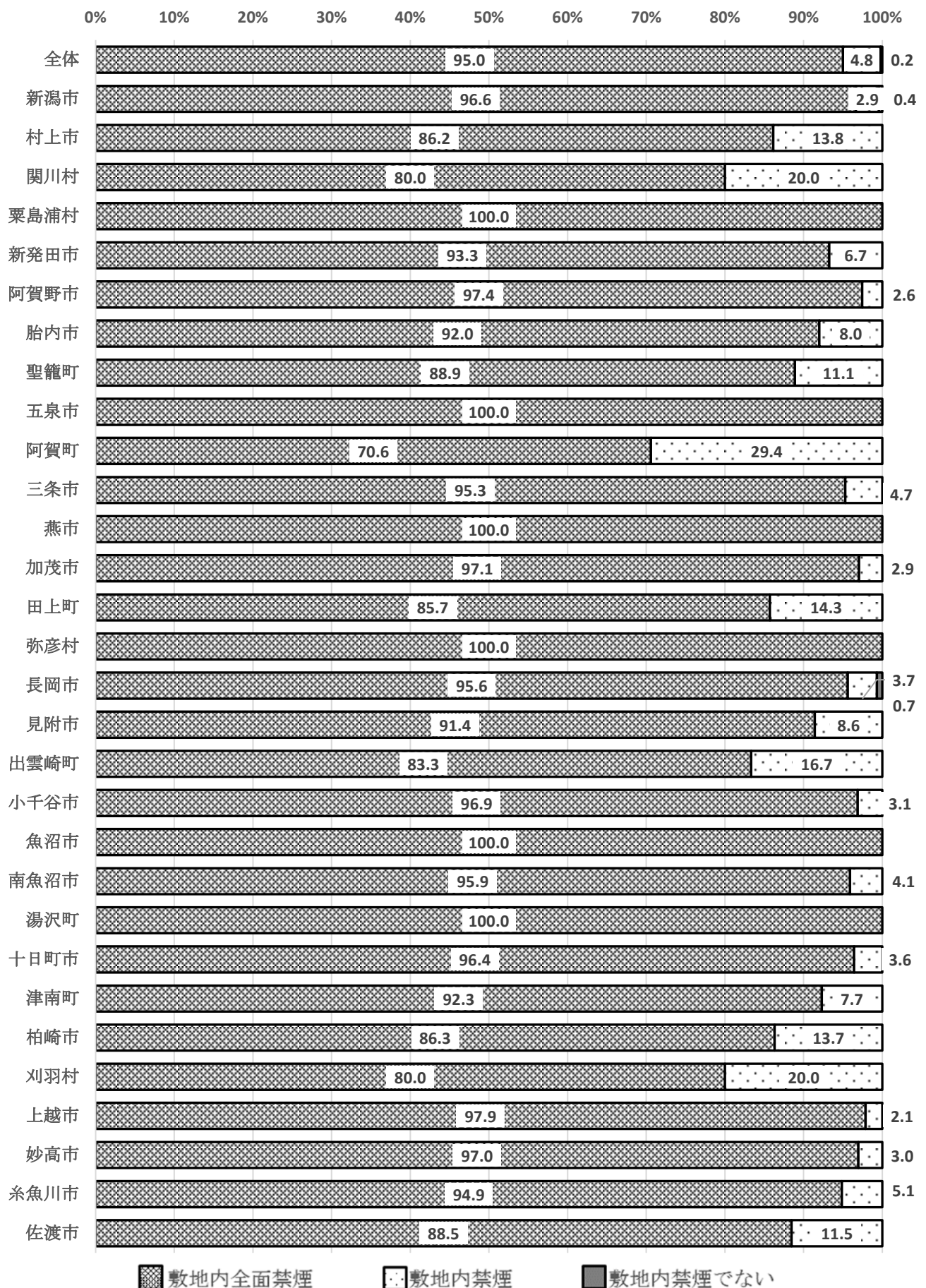
		敷地内全面禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙でない	合計
全体		2,095	105	5	2,205
		95.0	4.8	0.2	100.0
分類	医療機関	104	11	0	115
		90.4	9.6	0.0	100.0
	児童福祉施設	716	18	2	736
		97.3	2.4	0.3	100.0
	学校	1,032	14	1	1,047
98.6		1.3	0.1	100.0	
官公庁	243	62	2	307	
	79.2	20.2	0.7	100.0	



(2) 市町村別

上段：実数 (n)、下段：割合 (%)

	敷地内全面禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙でない	合計	
全体	2,095	105	5	2,205	
	95.0	4.8	0.2	100.0	
市町村	新潟市	662	20	3	685
		96.6	2.9	0.4	100.0
	村上市	56	9	0	65
		86.2	13.8	0.0	100.0
	関川村	4	1	0	5
		80.0	20.0	0.0	100.0
	粟島浦村	3	0	0	3
		100.0	0.0	0.0	100.0
	新発田市	83	6	0	89
		93.3	6.7	0.0	100.0
	阿賀野市	38	1	0	39
		97.4	2.6	0.0	100.0
	胎内市	23	2	0	25
		92.0	8.0	0.0	100.0
	聖籠町	16	2	0	18
		88.9	11.1	0.0	100.0
	五泉市	40	0	0	40
		100.0	0.0	0.0	100.0
	阿賀町	12	5	0	17
		70.6	29.4	0.0	100.0
	三条市	81	4	0	85
		95.3	4.7	0.0	100.0
	燕市	69	0	0	69
		100.0	0.0	0.0	100.0
	加茂市	33	1	0	34
		97.1	2.9	0.0	100.0
	田上町	6	1	0	7
		85.7	14.3	0.0	100.0
	弥彦村	6	0	0	6
		100.0	0.0	0.0	100.0
	長岡市	284	11	2	297
		95.6	3.7	0.7	100.0
	見附市	32	3	0	35
		91.4	8.6	0.0	100.0
	出雲崎町	5	1	0	6
		83.3	16.7	0.0	100.0
	小千谷市	31	1	0	32
		96.9	3.1	0.0	100.0
	魚沼市	33	0	0	33
		100.0	0.0	0.0	100.0
	南魚沼市	70	3	0	73
		95.9	4.1	0.0	100.0
湯沢町	7	0	0	7	
	100.0	0.0	0.0	100.0	
十日町市	81	3	0	84	
	96.4	3.6	0.0	100.0	
津南町	12	1	0	13	
	92.3	7.7	0.0	100.0	
柏崎市	82	13	0	95	
	86.3	13.7	0.0	100.0	
刈羽村	4	1	0	5	
	80.0	20.0	0.0	100.0	
上越市	184	4	0	188	
	97.9	2.1	0.0	100.0	
妙高市	32	1	0	33	
	97.0	3.0	0.0	100.0	
糸魚川市	37	2	0	39	
	94.9	5.1	0.0	100.0	
佐渡市	69	9	0	78	
	88.5	11.5	0.0	100.0	



2. 受動喫煙防止対策の今後の予定

【問2】今後の予定について、あてはまるものを1つ選択してください。

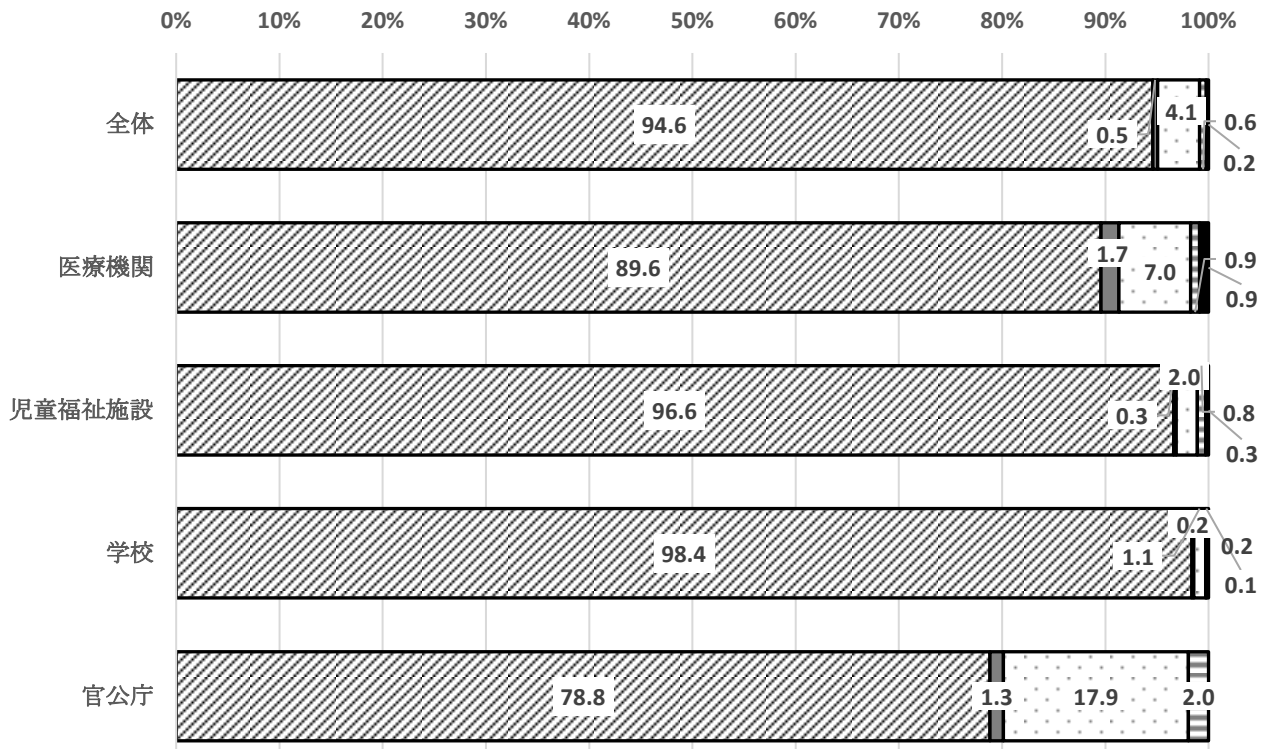
○「現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定」が94.7%、「現在、特定屋外喫煙所があるが、今後も維持する予定」が4.1%となっている。

(1) 施設分類別

施設分類別で見ても、全体と大きな相違は見られない。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		現在、敷地内 全面禁煙であ り、今後も継 続する予定	現在、特定屋 外喫煙場所が あるが、敷地 内全面禁煙化 する予定	現在、特定屋 外喫煙所があ るが、今後も 維持する予定	その他	無回答	合計
全体		2,086	10	90	14	5	2,205
		94.6	0.5	4.1	0.6	0.2	100.0
分類	医療機関	103	2	8	1	1	115
		89.6	1.7	7.0	0.9	0.9	100.0
	児童福祉施設	711	2	15	6	2	736
		96.6	0.3	2.0	0.8	0.3	100.0
	学校	1,030	2	12	1	2	1,047
		98.4	0.2	1.1	0.1	0.2	100.0
	官公庁	242	4	55	6	0	307
		78.8	1.3	17.9	2.0	0.0	100.0

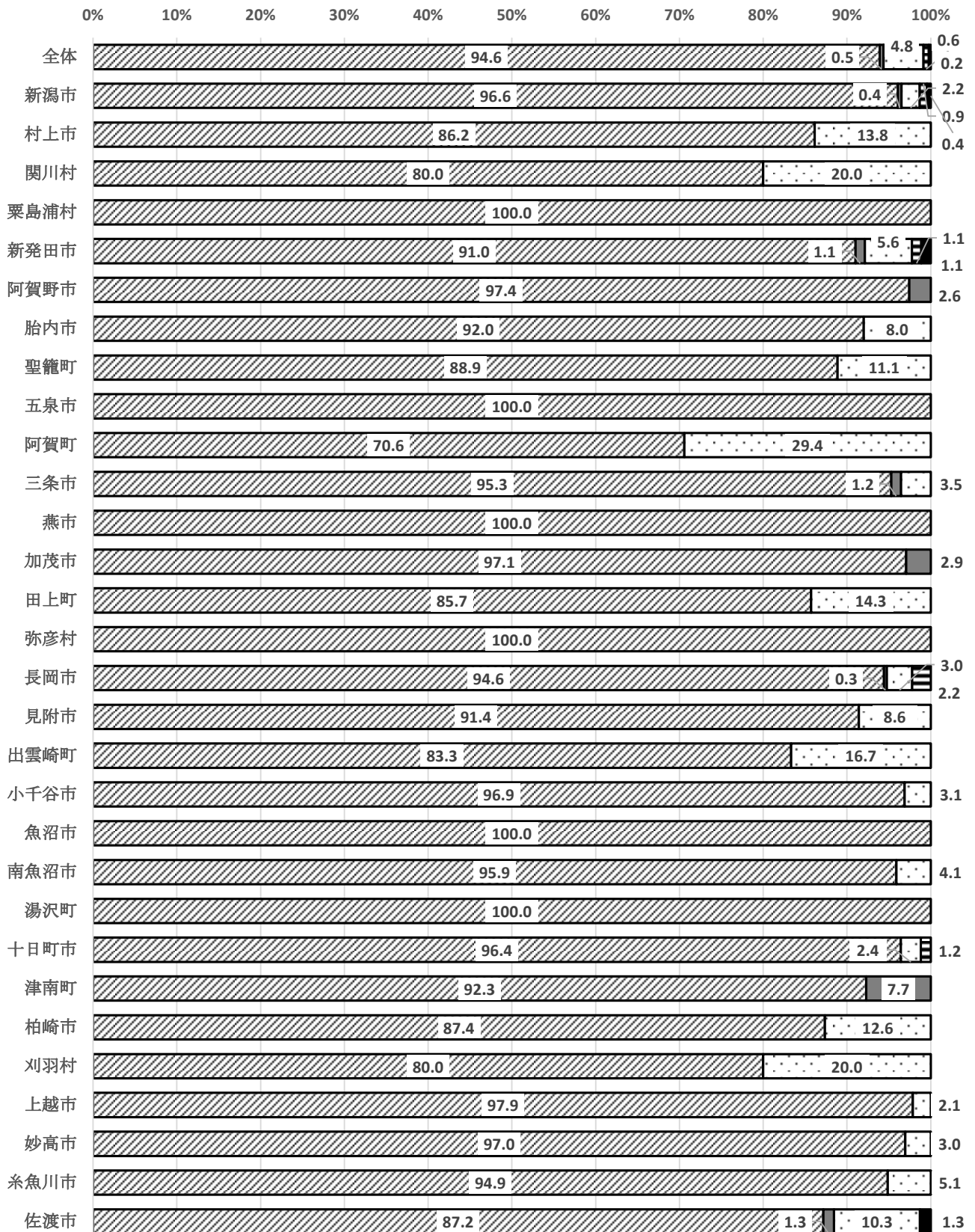







- 現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定
- 現在、特定屋外喫煙場所があるが、敷地内全面禁煙化する予定
- 現在、特定屋外喫煙場所があるが、今後も維持する予定
- その他
- 無回答

(2) 市町村別

上段：実数 (n)、下段：割合 (%)

		現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定	現在、特定屋外喫煙場所があるが、敷地内全面禁煙化する予定	現在、特定屋外喫煙場所があるが、今後も維持する予定	その他	無回答	合計
全体		2,086	10	90	14	5	2,205
		94.6	0.5	4.1	0.6	0.2	100.0
市町村	新潟市	658	3	15	6	3	685
		96.1	0.4	2.2	0.9	0.4	100.0
	村上市	56	0	9	0	0	65
		86.2	0.0	13.8	0.0	0.0	100.0
	関川村	4	0	1	0	0	5
		80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	100.0
	粟島浦村	3	0	0	0	0	3
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	新発田市	81	1	5	1	1	89
		91.0	1.1	5.6	1.1	1.1	100.0
	阿賀野市	38	1	0	0	0	39
		97.4	2.6	0.0	0.0	0.0	100.0
	胎内市	23	0	2	0	0	25
		92.0	0.0	8.0	0.0	0.0	100.0
	聖籠町	16	0	2	0	0	18
		88.9	0.0	11.1	0.0	0.0	100.0
	五泉市	40	0	0	0	0	40
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	阿賀町	12	0	5	0	0	17
		70.6	0.0	29.4	0.0	0.0	100.0
	三条市	81	1	3	0	0	85
		95.3	1.2	3.5	0.0	0.0	100.0
	燕市	69	0	0	0	0	69
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	加茂市	33	1	0	0	0	34
		97.1	2.9	0.0	0.0	0.0	100.0
	田上町	6	0	1	0	0	7
		85.7	0.0	14.3	0.0	0.0	100.0
	弥彦村	6	0	0	0	0	6
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	長岡市	281	1	9	6	0	297
		94.6	0.3	3.0	2.0	0.0	100.0
	見附市	32	0	3	0	0	35
		91.4	0.0	8.6	0.0	0.0	100.0
	出雲崎町	5	0	1	0	0	6
		83.3	0.0	16.7	0.0	0.0	100.0
	小千谷市	31	0	1	0	0	32
		96.9	0.0	3.1	0.0	0.0	100.0
	魚沼市	33	0	0	0	0	33
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南魚沼市	70	0	3	0	0	73	
	95.9	0.0	4.1	0.0	0.0	100.0	
湯沢町	7	0	0	0	0	7	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
十日町市	81	0	2	1	0	84	
	96.4	0.0	2.4	1.2	0.0	100.0	
津南町	12	1	0	0	0	13	
	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	100.0	
柏崎市	83	0	12	0	0	95	
	87.4	0.0	12.6	0.0	0.0	100.0	
刈羽村	4	0	1	0	0	5	
	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	100.0	
上越市	184	0	4	0	0	188	
	97.9	0.0	2.1	0.0	0.0	100.0	
妙高市	32	0	1	0	0	33	
	97.0	0.0	3.0	0.0	0.0	100.0	
糸魚川市	37	0	2	0	0	39	
	94.9	0.0	5.1	0.0	0.0	100.0	
佐渡市	68	1	8	0	1	78	
	87.2	1.3	10.3	0.0	1.3	100.0	



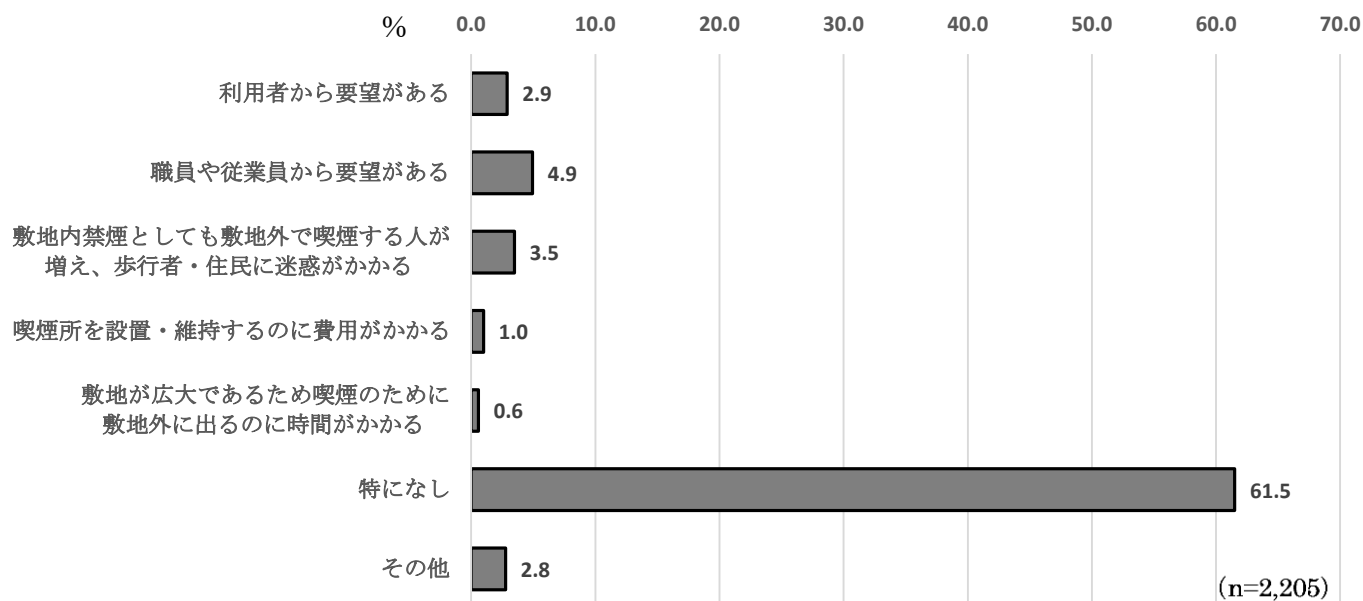
-  現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定
-  現在、特定屋外喫煙場所があるが、敷地内全面禁煙化する予定
-  現在、特定屋外喫煙場所があるが、今後も維持する予定
-  その他
-  無回答

3. 受動喫煙防止対策の今後の予定

【問3】敷地合内禁煙を実施できない理由や実施する上での課題は何ですか。

敷地内全面禁煙を実施している場合でも該当するものがあればお答えください。

(複数回答可)



上段：実数 (n)、下段：割合 (%)

分類	回答対象施設数	理由							
		利用者から要望がある	職員や従業員から要望がある	敷地内禁煙としても敷地外で喫煙する人が増え、歩行者・住民に迷惑がかかる	喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる	敷地が広大であるため喫煙のために敷地外に出るのに時間がかかる	特になし	その他	
全体	2,205	64	109	77	22	13	1356	61	
	100.0	2.9	4.9	3.5	1.0	0.6	61.5	2.8	
分類	医療機関	115	13	7	15	1	0	58	7
		100.0	11.3	6.1	13.0	0.9	0.0	50.4	6.1
	児童福祉施設	736	14	21	7	6	3	386	25
		100.0	1.9	2.9	1.0	0.8	0.4	52.4	3.4
	学校	1,047	19	26	30	10	8	741	25
		100.0	1.8	2.5	2.9	1.0	0.8	70.8	2.4
	官公庁	307	18	55	25	5	2	171	4
		100.0	5.9	17.9	8.1	1.6	0.7	55.7	1.3

その他の回答

- ・上階に一般の住民スペース（アパート）があるため難しい。
- ・外部利用者が無断で喫煙する場合がある。
- ・行事の時に吸い殻入れを持参し喫煙する保護者がいる。
- ・24時間拘束勤務職員のストレス対策等。

4. 受動喫煙防止対策に関する意見要望

【問4】受動喫煙防止対策に関して、御意見などがあればお書きください。

【医療機関】

- 敷地内といわず全面禁煙していかなければならない。
- 健康増進法の効果もあり全面禁煙はかなり浸透してきているように思う。
- 精神科病院のため患者の理解が得られず苦勞している。
- 喫煙者のマナー向上。
- 隠れ煙草や歩き煙草などを減らすため街中に喫煙所の設置を行政に行ってもらいたい。

【児童福祉施設（保育園、児童館等）】

- 当園が避難所指定になっている為、避難所開設の場合、全面禁煙を避難者の方にもわかってほしい。外ならOKという考え方はやめてほしい。
- 入職時確認しているので問題ありません。
- 受動喫煙の害について、特に小さい子どもに対しての害を詳しく分かりやすく伝えるパンフレットがあるといいと思います。
- 過去10年以上全面禁煙を行っているため、何も問題はありません。
- 義務化や受動喫煙の危険性を多くの人に触れるPR活動をする。TVCM、ネットCM（できますか？）
- 喫煙者には気の毒ですが、全ての人の健康のために大切なことだと思います。
- 敷地内全面禁煙続けていく。
- とても良い事と思います。紺が思受動喫煙防止に努めていただきたいと願います。
- 完全に禁煙の施設となってほしい。（特に飲食店で禁煙でない所もあるので）分煙の場合は漏れないよう対策して頂きたい。
- 喫煙室が設けられている施設でも、その前を通ると漏れ出てくる煙がありとても気になります。漏れ出ていけば意味がないのではないのでしょうか。
- 子育て中の母親が多く利用する施設ですので、ポスター等掲示して啓蒙することは可能です。
- 保護者にも理解された感が強い。
- 子育て事業をしている施設のため、子どもたちが出入りする施設は敷地内全面禁煙が必要だと感じます。特定屋外喫煙所も、公園などにも普及すると良いと思います。
- 母体や子どもの成長に有害なものは、特定場所のみで行ってほしい。家の中の喫煙も同様。
- 大変よい取り組みだと思う。
- 受動喫煙は健康被害を受けます。子ども達の知らずの環境（親・大人の喫煙）に不安を感じます。
- 大変良いと思う。小さい子ども達や妊婦さんもいるので特に注意したい。
- 喫煙のために外に出ていく人（父親）はほとんどいない状態で、2~3年前よりも喫煙する人も少なくなったと感じる。
- 外部からの業者が休憩中に外で一服する人がいる。見かけた時は声をかけるが、よく見える場所にポスター等で注意喚起していきたい。
- 遊戯会など保護者が行事に参加する機会に、保護者向けチラシやステッカー等を配布できたらいいと思う。

- 隣や向かいの家族がタバコを吸っているためその煙やにおいが入ってくる。
- 身体に害を及ぼすのがわかっているものは避ける必要があると思います。
- 受動喫煙防止の徹底を望む。
- 敷地内が禁煙でも、くわえタバコや、車の窓を開けての喫煙で、においや、煙を感じる人が多いように思う。
- 喫煙は子どもだけでなくすべての人にとって害あるものです。禁煙が当たり前の世の中になリますように。
- 喫煙場所も設けないでもよい。禁煙が当然だと思ふ。
- 子ども達にとってたばこの煙は良くないものなので、是非徹底して欲しい。
- 敷地内禁煙は妥当な措置と判断しています。
- 全面禁煙について、繰り返しお知らせしてきた為か、利用者に定着してきた。このまま継続したい。
- 受動喫煙防止対策は良いことだと思いますのでこれからも啓発して行ってください。
- 年内には屋外喫煙場所を撤去する予定。
- 子どもたちの健やかな成長のため継続して防止対策を行っていきます。
- 園児を預かった際に園児に匂いがついていることが気になります。
- 以前は喫煙場所として玄関前にバケツを置き、指定したこともあったが、現在は喫煙禁止の施設と認識され喫煙したい人もいない。
- 施設としての対策はあっても子どもたちの各家庭では大人中心で何も手立てがないのが現状。社会の動きの中で家庭においても子どもを守る意識が向上できるような取り組みが必要。

【学校（幼稚園、認定こども園、小学校等）】

- 保育園は禁煙ではあるが、家庭で喫煙しているにおいが子どもの服にしみこんでいる子が気になる。（昼寝布団などにも）
- 法律が施行された年から継続（児童施設では当然のこと）
- 敷地内全面禁煙を実施しているが、隣接する店の従業員が休憩時間に喫煙するので煙が園庭側に流れる。めったに遊ばない場所ではあるが、時々見かけると子どもたちに行かないよう制限することがある。
- 施設の禁煙と同時に家庭（小さい子どもの居る）での禁煙、或いは喫煙防止についても対策を講じて行って欲しい。
- 子どもの施設ですので、来園者にも理解していただき協力してもらっています。この対策が進んで受動喫煙が100%なくなると良いと思います。
- 幼児・児童・生徒の成長期を大切にしたいと思います。
- 喫煙者の自覚と意識改革が必要ですが、とても難しいと思います。
- 今後も敷地内全面禁煙を実施する。児童への啓発（受動喫煙の危険性等）を進めていく。
- 本学では、2014年9月1日より、敷地内全面禁煙を実施しております。（法人一斉導入）以来、ポイ捨てや近隣からの苦情などありません。
- 未成年の子どもたちがいる学校での受動喫煙防止対策は必須だが、ルールを徹底するためには、特定屋外喫煙場所の確実な設置が必要である。子どもたちの健康を守るために、対応をすすめてほしい。

- 敷地内禁煙でない事業所は早急に敷地内全面禁煙を遂行した方がよい。
- 路上も禁煙にしてほしいです。
- 受動喫煙防止に向けて取組んでいきたい。
- 喫煙される方には大変申し訳なく思うのですが、子ども達の健康を守る為にも受動喫煙の防止を図りたいと思っております。
- タバコの販売をやめてほしいです。
- 引き続き受動喫煙防止をしていこうと思います。
- 私有地以外全面禁煙としてほしい。
- 学校が敷地内全面禁煙であることを、学校開放利用者の親や指導者にも理解してもらえるように、どこかで伝えてもらう機会があると有難いです。
- 教育施設としては、当然のことと考えている。機会があれば、啓発活動も行っていきたい。
- 社会生活におけるマナーとしても、健康面でも喫煙防止対策は重要です。更なる強化を願っています。
- 職員はしっかり心がけています。
- 子どもたちが望まない受動喫煙をなくすために、公的機関における実施の徹底を図るとともに今後更に家庭への受動喫煙防止の意識を広げていく必要がある。
- 車内で喫煙した方の衣類に煙のにおいがついていることもあります。出張先等で、禁煙でも受動喫煙かと思われれます。私たちが対策をよく理解していくこと、継続していきたいと思えます。
- 子どもの健康を守るため、大切な対策だと考えます。
- 今後も継続していく必要があると感じている。
- 受動喫煙防止の取り組みは必要だと思います。今後さらに推進していくことを望みます。
- 幼児は自分で避けることができないので、社会全体が禁煙の方向に進むことを願います。
- 医療的ケアを受けながら学んでいる生徒も在籍しており、副流煙の影響で体調が急変したりする可能性もあることから、防止対策を今後も徹底する。
- 歩行喫煙と吸い殻の路上ポイ捨てに対して県条例で厳しい罰則を設けていただきたい。
- 全ての機関での全面禁煙が必要。
- 今は保護者の喫煙者も減っているが、喫煙が喫煙者本人だけでなく、子どもに悪い影響があることを生活実態調査等で伝えていきたい。
- 引き続き、更なる推進をお願いします。
- 園の前の横断歩道の所に、必ず煙草の吸殻が落ちています。毎日点検したいですが、沢山の方が利用しているので難しいと感じています。
- 子ども達・職員の健康を守るため今後も厳しく実施してほしい。
- 乳幼児をお預かりするところなので、園外保育（お散歩）等で園外に出かけるときにも気を使います。歩きながら喫煙している人はあまりいないが、コンビニ前の喫煙スペースの前を通る時など、気を付けています。
- だいぶ定着し、理解を得やすくなってきたように思う。
- あらゆる施設で実施してほしい
- 教育機関なのでとても大切であると思いますが、吸いたい人もいるため共存できる方策があるといいと思います。

- 現在はかなり喫煙可能な場所が制限されているため、各施設での受動喫煙のリスクはほとんどなくなった。今後は、家庭内での啓発が必要と考える。
- 個人経営の飲食業での取組が、課題だと思います。
- 手作りの看板で対応しているが、できれば県内統一の看板があると、アピール力が更に高まるのではないかと思う。
- 敷地内駐車場の車の中で吸われた場合、どのように敷地内禁煙をご理解いただくか、難しいケースがあった。
- 大賛成です。子どもたちが望まない受動喫煙の被害者にならないよう、推進を望みます。
- 小さい子どもがいる家庭では禁煙されている家庭が多い。施設での禁煙は当然のこととして受け止められていると思われる。
- 「第1種施設ではたばこは吸わないもの」という思いが文化になりつつあると感じている。手綱をゆるめることなくこの方針を勤務先で体現していく。
- 「望まない受動喫煙」をなくすために、今後も防止対策を積極的に推進していただきたいと思います。
- 児童を預かる施設として全面禁煙は当然である。
- 縣市町村の主導で推進をお願いします。
- 本学では教職員だけでなく学生も対象となるため受動喫煙対策については、教育上においても意味のある対策だと思います。
- 大変よい対策だと思うので、全面実施されるとよいと思う。
- 全面禁煙施設に隣接する事業所などにもご協力を依頼できる制度、組織が必要だと思います。周りからの煙の侵入は防ぎようがないですし、文句も言えませんので。
- 敷地内全面禁止でよいと思います。
- 子どものいる環境は、制限を設けた方がよいと思う。
- 喫煙は薬物乱用の入口です。薬物乱用が低年齢化していることを考え、喫煙防止教室を全ての小中学校で実施できるといいと思っています。本校は実施しています。
- 受動喫煙による健康被害防止のため、今後も敷地内禁煙等の対策を進めてほしい。
- 学校敷地内での喫煙は児童生徒の教育のためにも良いものではないと思うので、全面禁煙が適当だと思う。
- 敷地内全面禁煙が常識であると思う。
- 受動喫煙による健康への影響は大きく、望まない受動喫煙をなくすという点からも、とても良い対策だと思う。「敷地内では禁煙」などの標識を明示し、利用者にはっきりと示す手立ても必要。
- 児童生徒（高校生も含め）が活動、生活する公共的な施設及び準公共的な施設等での積極的な前面禁煙を推進していただきたい。
- 「望まない受動喫煙」がなくなるように、学校や病院、児童福祉施設以外も「敷地内全面禁煙」がすすむことを願います。
- テレビ等で受動喫煙の害をもっと宣伝してほしい。
- 積極的に推進してほしい。
- 賛成。
- 玄関の扉に全面禁煙施設を示す大きなシールを作成して配付してはどうでしょうか。

- 子どもたちの健康を守るために、今後も受動喫煙防止対策に積極的に取り組んで行く。
- 今後も敷地内全面禁煙を継続していきます。
- 今後も防止対策は強化、継続されるべきだと思います。
- 現在、敷地内全面禁煙であり、P T Aと連携し、今後も継続する予定である。
- 全職員の健康のため、どの施設においても一層の施設内全面禁煙を推進して欲しい
- いろいろな広報誌で幅広く広報していく必要がある。

【官公庁】

- 電子タバコははずしていただきたい。